

RELATTO キッズ・スマイル・パーク(遊びスペース)利用登録申請書

(宛先)寝屋川市長 寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請日 年 月 日

※ 利用登録は、原則、利用する子どもの父若しくは母又は父母に代わって子どもを養育されている方が申請してください。

※ 1世帯につき、1枚の申請書が必要です。

申請者					
氏名	性別	生年月日	子どもとの続柄	住所	
フリガナ		西暦 年 月 日(歳)		〒	
				電話番号	
緊急連絡先(できる限り申請者とは異なる方をご記入ください)					
氏名	性別	生年月日	子どもとの続柄	住所	
フリガナ		西暦 年 月 日(歳)		〒	
				電話番号	
緊急連絡先に記載の方(御家族の場合)を会員登録しますか。			登録する ・ 登録しない		
利用者(登録する子ども及び利用される御家族)					
子ども (未就学児)	氏名	性別	生年月日	申請者からみた続柄	住所
	フリガナ		西暦 年 月 日(歳)		〒
	フリガナ		西暦 年 月 日(歳)		〒
	フリガナ		西暦 年 月 日(歳)		〒
	フリガナ		西暦 年 月 日(歳)		〒
御家族	フリガナ		西暦 年 月 日(歳)		〒
	フリガナ		西暦 年 月 日(歳)		〒
	フリガナ		西暦 年 月 日(歳)		〒
	フリガナ		西暦 年 月 日(歳)		〒

※ 御家族のうち、利用される方の全員の氏名を記載してください。(祖父、祖母等)

【市 記入欄】

確認書類	A パスポート B 住基カード C マイナンバーカード D 保険証 E 医療助成証 F 住民票 その他()	会員番号	
------	---	------	--

※ 裏面に続く

キッズ・スマイル・パーク(遊びスペース) 会員規約・施設利用規約(同意書)

【キッズ・スマイル・パーク利用規約】

- ① キッズ・スマイル・パークは原則として未就学児を対象とした施設です。父母又は子どもの世話ができる満18歳以上の方（以下「保護者」といいます。）が同伴して入場し、利用してください。
保護者同士、子ども同士、小学生のみの世帯では入場できません。
- ② 安全管理のため、保護者1人につき入場できる子どもは3人までとします。
- ③ キッズ・スマイル・パークを利用するときは、会員カード（利用登録証）の提示が必要です。
- ④ キッズ・スマイル・パークの利用には利用者（子ども・保護者）それぞれ1人に付き所定の使用料が必要です。（市内在住の2人以降の子どもの使用料は無料です。）
- ⑤ キッズ・スマイル・パークの駐車場は台数が限られているため予約制です。御利用の方は、事前に予約をしてください。また、予約が満員の場合は、徒歩、自転車又は公共交通機関を御利用の上、御来館ください。
- ⑥ 利用者が一定数に達するなど混雑状況に応じて、御入場をお待ちいただく「入場制限」をする場合があります。
- ⑦ 利用当日、風邪等感染の可能性のある病気の症状がある方は、他の利用者への感染予防のため利用できません。
- ⑧ 事故防止等の安全確保のため、スタッフが遊具の正しい使い方、危険な行為の中止等をお願いした場合は、必ずその指示に従ってください。
- ⑨ 他の方の迷惑となる行為や危険な行為があった場合は、キッズ・スマイル・パークの利用を中止させ退場させたり、利用資格の停止などをする場合があります。
- ⑩ キッズ・スマイル・パーク内で発生した、利用者の不注意等による利用者の事故、利用者同士のトラブル、利用者の持ち物の紛失・盗難については、本市は責任を負いません。
- ⑪ 利用登録の要件を満たさなくなったとき、偽りその他不正の手段により会員カード（利用登録証）の交付を受けたとき、その他市長が利用登録の取消しが適当であると認めたときは、利用登録を取り消すことがあります。その際は、会員カード（利用登録証）は返還してください。
- ⑫ 施設の形状は変えないでください。また、施設又は設備を汚損、き損、滅失した場合は、原状回復や損害賠償を求めることがあります。
- ⑬ キッズ・スマイル・パーク入場後に一時退場はできません。再入場には、再度、使用料が必要です。
※トイレはキッズ・スマイル・パーク内にあります。
- ⑭ 飲食は所定の場所をお願いします。
- ⑮ RELATTO（子育てリフレッシュ館）内及びその敷地内は全面禁煙です。
- ⑯ RELATTO（子育てリフレッシュ館）の休館日以外にも、天候や災害、事故等により、施設を安全に利用できないと判断した場合は、臨時に休館したり、開館時間を変更したりすることがあります。

受付	入力